

# 福知山市避難のあり方検討会 第1回検討会

令和元年11月12日(火)  
午後2時～午後4時  
福知山市消防防災センター

## ～ 次 第 ～

### 1 開会あいさつ

### 2 座長・副座長の選任

### 3 協議事項

(1) 福知山市避難のあり方検討会の目的と進め方について **【資料1】**

(2) 福知山市の災害履歴と避難の実態等について **【資料2-1～2-5】**

(3) テーマ(1～3)ごとの課題と今後の対応策について **【資料3】**

① 避難のスイッチとなるどんな情報をどのようにして発信するのか

② 高齢者や要配慮者に情報をどのように伝えるのか

③ 住民をどのように避難誘導するのか

**【関連資料 資料4-1～4-6】**

### 4 その他

### 5 閉会あいさつ

福知山市避難のあり方検討会 委員名簿

(敬称略)

区分	組織・役職	氏名	備考
学識経験者	京都大学防災研究所 教授	矢守 克也	
	京都大学防災研究所 特定准教授	竹之内 健介	
地域代表	自治会長会代表	土田 康輔	
	自主防災組織代表	小滝 篤夫	
	民生児童委員連盟会長	関 三千彦	
関係機関・団体	福知山市社会福祉協議会会長	夜久 豊基	
	民間社会福祉施設連絡協議会会長	廣田 真	
行政機関等	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長	矢野 則弘	
	京都府危機管理部長	藤森 和也	
	京都府中丹広域振興局 企画総務部長	福井 景一	
	京都府中丹西土木事務所	角 豊一	
福知山市	副市長	伊東 尚規	
	福知山市消防団長	池澤 徹	
事務局	福知山市危機管理監	片山 正紀	
	福知山市福祉保健部長	林田 恒宗	
	福知山市建設交通部長	今井 由紀	
	福知山市消防長	水口 学	

# 第1回福知山市避難のあり方検討会 出席者名簿

日時 令和元年11月12日(火) 午後2時から

場所 福知山市消防防災センター 2階 研修室

機 関 名	所属・職名	氏 名	
京 都 大 学 防 災 研 究 所	教 授	矢 守 克 也	
京 都 大 学 防 災 研 究 所	特 定 准 教 授	竹 之 内 健 介	
自 治 会 長 運 営 委 員 連 絡 協 議 会	会 長	土 田 康 輔	
観 音 寺 自 主 防 災 会	会 長	小 滝 篤 夫	
福 知 山 市 民 生 児 童 委 員 連 盟	会 長	関 三 千 彦	
福 知 山 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	夜 久 豊 基	
福 知 山 民 間 社 会 福 祉 施 設 連 絡 協 議 会	会 長	廣 田 真	
福 知 山 市 消 防 団	団 長	池 澤 徹	
国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 福 知 山 河 川 国 道 事 務 所	所 長	矢 野 則 弘	欠席
京 都 府 危 機 管 理 部 災 害 対 策 課	課 長	山 本 哲 也	危機管理部長 代理
京 都 府 中 丹 広 域 振 興 局 企 画 総 務 部	部 長	福 井 景 一	
京 都 府 中 丹 西 土 木 事 務 所	所 長	角 豊 一	
福 知 山 市	副 市 長	伊 東 尚 規	

順不同 敬称略



## 福知山市避難のあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 平成30年7月豪雨災害等の過去の災害を教訓として、水害や土砂災害の発生事例や市民の避難状況等について検証を行い、行政の役割や市民の意識のあり方なども含めた自助・共助・公助の観点から避難のあり方全般について検討を行うため、福知山市避難のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 避難情報等の発信、伝達のあり方に関する事
- (2) 避難誘導のあり方に関する事
- (3) 広域避難所・地区避難所、避難先のあり方に関する事
- (4) 要配慮者等の避難のあり方に関する事
- (5) 市民の防災意識向上に向けた防災教育の推進に関する事
- (6) その他、避難のあり方について必要と認められる事項

### (委員)

第3条 検討会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 検討会には座長及び副座長を置き、座長は委員の中から互選し、副座長は座長が指名する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

### (運営)

第5条 検討会は、市長が招集し、座長が議事進行を行う。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (報酬及び費用弁償)

第6条 委員及び前条第2項に定める委員以外の者（以下「委員等」という。）が検

討会に出席したときは、特別職で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に  
準じ報酬及び費用弁償を支給する。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局運営は、市民総務部危機管理室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、  
市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月12日から施行する。